

## 企画提案書の作品について

### 1 全体について

- (1) 別紙2「制作体制・スタッフ一覧・実績」に記載したスタッフで制作すること（実際に委託された場合も、同一のスタッフで制作すること）。
- (2) 下記2、3のとおりのページ構成とする。
- (3) 県が配布するA3用紙に、タブロイド判形式で印刷して提出すること（用紙は加工不可）。
- (4) ページの上・下・小口側に、約1.5cmずつの空白スペースをとること。なお、その測り出しへは、県が配布したA3判の紙の端からではなく、タブロイド判寸法の端からとすること。  
また、紙面を見開きで使用する場合、完成後のイメージを示すため、2~3ページにあたる用紙を貼り合わせて提出してもよい。
- (5) タイトル、リード文、見出し、小見出し、本文で使用する文字級数は自由とする。なお、記事原稿の文字数が多いと感じた場合には、記事の内容を大きく変えない範囲で、原稿を修正して文字量を減らしてもよい。
- (6) 4色刷りで作成すること。また、全体的にメリハリをつけた変化のある紙面づくりを心掛けるとともに、より多くの情報量をより見やすく掲載することに配慮した紙面とすること。
- (7) 県提供写真は、いずれもトリミング、加工自由である。
- (8) 各ページの欄外に、「ダミーの記事です」と記載すること。
- (9) 提出の際には、台紙を使用しないこと。
- (10) 1案又は2案作成すること。
- (11) 左開きで制作すること。
- (12) 県として、以下のような広報紙を目指していることに鑑み、そのような広報紙が実現できるようなデザインとなるようにすること。
- ア 存在感のある広報紙とすること。
- ・ 県民の目を引く構成であること（新聞の折り込み配布や、公共施設等に配架されることを考慮した表紙のデザインとするなど、県民の目を引く工夫をすること）。
  - ・ 紙面を開かせる工夫をすること（県民が手に取った後、中面への興味を引くような工夫をすること）。
  - ・ 必要に応じて、県が作成を指示する原稿に合わせて、記事のタイトル、キヤッチコピー等を変更したり、新たに作成したりすること。
  - ・ 高いデザイン性を備えた記事とすること。
- イ 分かりやすく、楽しんで読める広報紙とすること。
- ・ 視覚に訴える紙面とすること（情報が読み取りやすい紙面とすること）。
  - ・ 見せ方に“遊び感覚”のある紙面とすること。
  - ・ 必要に応じて、文字級数に変化をつけ、メリハリのある紙面とすること。
  - ・ 必要な余白がある、ゆとりのある紙面とすること。
- ウ 人の心を豊かにする広報紙とすること。
- ・ ストーリー性を意識できる紙面とすること。また、県民が共感できるような紙面とすること。
  - ・ 読んだ県民が明るく、元気になるような紙面とすること。
  - ・ 記事の直接のターゲットでない県民でも、関心を持って新鮮な気持ちで読

める紙面とすること。

エ 他の広報媒体（ホームページ、SNS等）へと誘導する紙面とすること。

## 2 特集記事（1ページ目から3ページ目に該当）

- (1) 題字「彩の国だより」は、県の広報紙としてふさわしい書体、デザインを独自に作成すること。
- (2) 題字周りに「埼玉県広報紙」の文字と県章、自社で書き起こした県のマスコット「コバトン」及び「さいたまっち」を配置すること。「コバトン」及び「さいたまっち」については、県ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/kobaton/design-rules.html>）参照

- (3) 別紙3にある特集記事をデザイン・レイアウトすること。
- (4) 記事の内容に加えて、1ページ目にレイアウトする事項は次のとおりである。

ア 発行日等

- ・ 令和8年（2026年）5月1日発行
- ・ No. 664

イ 今月の読者プレゼント

- ・ プレゼントの写真をバランスよく配置すること。

ウ 人口・世帯数

- ・ 県人口（令和8年○月○日現在）
- ・ 総人口／〇,〇〇〇,〇〇〇人（前月より〇,〇〇〇人増）
- ・ 世帯数／〇,〇〇〇,〇〇〇世帯

- (5) 写真やイラストなどとともにレイアウトすること。イメージ写真及びイラストについては、県提供の写真だけでなく自社で調達してもよい。ただし、自社で調達する場合は、実際に彩の国だより5月号紙面及び県ホームページ、県公式SNS等に掲載可能な写真を使用すること。なお、実際には写真やイラストが差替えになる場合がある。

## 3 県政版・魅力発信小記事（4ページ目に該当）

- (1) 別紙3にある県政版・魅力発信記事をデザイン・レイアウトすること。
- (2) 三本の記事内容をレイアウトするとともに、埼玉県知事のイラスト絵2点（バストアップと記者会見を行う様子）を自社で作成し、掲載すること。
- (3) 小記事のうち記事3（埼玉は「川の国」）は、「こども版 彩の国だより」に掲載する想定とし、こどもに読ませるための工夫をすること。また、記事内のすべての漢字にルビを振り、小学生でも読める内容とすること。なお、これに当たつての文章の変更（わかりやすく言い換えること、注釈の追加など）はしなくてよい。
- (4) この小記事等は、実際の彩の国だよりにおいて、必ずしも同じページに配置されるとは限らないため、各記事のデザインを合わせる配慮（同系色で揃える、共通のアイコンを使用するなど）はしなくてよい。
- (5) 写真やイラストなどとともにレイアウトすること。イメージ写真及びイラストについては、県提供の写真だけでなく自社で調達してもよい。ただし、自社で調達する場合は、実際に彩の国だより5月号紙面及び県ホームページ、県公式SNS等に掲載可能な写真を使用すること。なお、実際には写真やイラストが差替えになる場合がある。